



広報

い ず み

人口754人・男364人・女390人・出生1人・死亡4人・転入7人・転出4人・世帯数284世帯・外国3人 7月1日現在



まちにまったプールびらき (朝日小学校6/30)

2003年夏号

No.442

平成十五年

春の叙勲受賞

(地方自治功労)

谷 義明氏(下山)

平成十五年春の叙勲で、元村議会議員の谷義明さんが受賞されました。

谷さんは、昭和四十九年七月に村議会議員に初当選、以来平成十四年七月までの連続七期二十八年もの永きにわたり在職、豊富な経験と卓越した識見をもって、地方自治の発展に、つくされました。また、議長及び副議長を努めるなど、議会の円滑な運営に尽力されました。



福井県知事 選挙結果

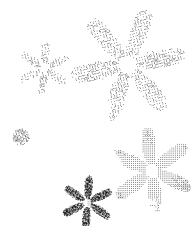
4月13日に行われました、福井県知事選挙の開票結果を報告します。

投票結果

性別	選挙当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	有効投票数	無効投票数	無効投票率
男	297	243	54	81.82	—	—	—
女	328	263	65	80.18	—	—	—
計	625	506	119	80.96	504	2	0.39%

開票結果

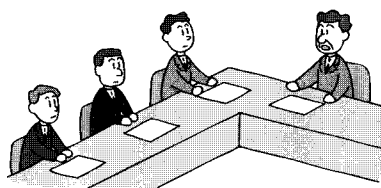
当選の別	候補者氏名	年齢	党派	得票数
当選	にし かわ いっ せい 西 川 一 誠	58	無所属	351
落選	たか ぎ みん とう 高 木 文 堂	48	無所属	133
落選	やま かわ ともいちろう 山 川 知 一 郎	59	無所属	20



定例議会

第百八十九回定例会が六月二十四日から二十五日までの二日間召集されました。

この定例会には、平成十四年度一般会計補正予算をはじめ、平成十四年度簡易水道事業特別会計補正予算や、条例の一部改正など地方自治法の規定により、専決処分した事件の承認を求めるものが八件、平成十五年一般会計補正予算、平成十五年度老人医療事業特別会計補正予算など議案五件、平成十四年度繰越明許費計算書の報告一件がありました。



平成14年度 財 政 状 況

平成14年度一般会計の予算状況は、5月末における予算総額が26億9,639万4千円となり当初予算と比較して8億2,039万4千円の増（30.4%）となりました。

歳入、歳出の費目については、下記のとおりです。

14年度 一般会計予算の状況 (15年5月末現在)

【歳入】

【歳出】

(単位：千円)

【歳入】							【歳出】						
区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率	区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	執行率
(1) 村 税		224,850	△ 7,362	217,488	215,706	99.2	(1) 議 会 費		45,914	430	46,344	45,929	99.1
(2) 地方譲与税		12,765	0	12,765	12,969	101.6	(2) 総 務 費		365,298	44,913	410,211	401,419	97.9
(3) 利子割交付金		1,556	△ 46	1,510	1,477	97.8	(3) 民 生 費		173,581	△18,830	154,751	151,315	97.8
(4) 地方消費税交付金		9,436	△ 1,162	8,274	8,274	100.0	(4) 衛 生 費		117,406	△ 619	116,787	112,703	96.5
(5) 自動車取得税交付金		7,340	△ 396	6,944	6,940	99.9	(5) 労 働 費		210	0	210	162	77.1
(6) 地方特例交付金		3,984	295	4,279	4,279	100.0	(6) 農林水産業費	29,500	250,528	33,621	313,649	280,885	89.6
(7) 地方交付税		990,000	88,716	1,078,716	1,078,716	100.0	(7) 商 工 費		233,484	53,792	287,276	282,088	98.2
(8) 交通安全対策特別交付金		475	△ 475	0	0	0.0	(8) 土 木 費		61,029	31,363	92,392	90,509	98.0
(9) 分担金及び負担金		9,616	△ 1,063	8,553	8,703	101.8	(9) 消 防 費		48,463	△ 979	47,484	47,484	100.0
(10) 使用料及び手数料		8,785	△ 690	8,095	7,666	94.7	(10) 教 育 費		123,310	21,965	145,275	139,100	95.7
(11) 国庫支出金	15,428	10,096	132,617	158,141	87,589	55.4	(11) 災害復旧費	79,332	2	499,671	579,005	321,824	55.6
(12) 県支出金	74,685	213,206	341,351	629,242	448,986	71.4	(12) 公 債 費		453,765	47,215	500,980	500,844	100.0
(13) 財産収入		28,727	△12,902	15,825	15,831	100.0	(13) 諸支出金		10	0	10	0	0.0
(14) 寄付金		1	0	1	0	0.0	(14) 予 備 費		3,000	△ 980	2,020	0	0.0
(15) 繰 入 金		38,830	88,274	127,104	126,548	99.6							
(16) 繰 越 金	3,219	20,000	33,920	57,139	57,139	100.0							
(17) 諸 収 入		91,333	11,985	103,318	104,834	101.5							
(18) 村 債	15,500	205,000	38,500	259,000	237,000	91.5							
計	108,832	1,876,000	711,562	2,696,394	2,422,657	89.8	計	108,832	1,876,000	711,562	2,696,394	2,374,262	88.0

市町村合併問題

基本四項目方針決まる

第三回の大野市・和泉村任意合併協議会（以下「合併協議会」という。）から第五回の合併協議会までの内容についてお知らせいたします。

第四回合併協議会では、合併にかかる重要な基本四項目である合併方針や新市の名称などが決まりました。（配布済の「和泉村の市町村合併を考

える第十五号、十六号」及び「大野市・和泉村任意合併協議会だより第二号」に詳細掲載）

第二回合併協議会

（四月四日・大野市有終会館）

報告事項二件、協議事項一件が協議されました。

合併に関する調査・研究のとりまとめについて（表1）は、継続協議として今後も進めていきます。

- 合併協議会幹事会設置規程の改正について
- 合併協議会専門部会設置要綱の改正について
- 合併に関する調査・研究のとりまとめについて（表1）

第四回合併協議会

（五月九日・和泉村ふれあい会館）

報告事項二件、協議事項二件が協議され、合併にかかる重要な基本四項目が承認されました。合併の方式が「編入」となりましたが今後の協議は対等の精神で進めることが決まりました。

- 十四年度合併協議会予算の流用について
- 十四年度合併協議会歳入歳出決算の認定について

- 合併にかかる基本四項目について
- 合併に関する調査・研究のとりまとめについて（継続協議）

● 合併の方式

合併の方式は「編入」と決定しました。合併方式についての協議で多くの委員から次のような意見が出されました。

- ・ 合併の方式は非常に重要な問題であるが、大切なことは合併後のまちづくりであること。
- ・ これからの協議も、これまでと同様に、両市村が対等の精神で行うこと

こうした意見を踏まえて、人口や財政規模の状況や今後のスケジュールなどから大野市に和泉村を編入することについて決定しました。

表1 調査研究のとりまとめ項目一覧表

	とりまとめ項目	検討が必要な主な内容
合併にかかる重要項目	合併の方式	「新設合併」と「編入合併」
	合併の期日	新市として施行する日
	新市の名称	新しい市の名称
	新市の事務所の位置	事務所の位置および行政組織、支所、出張所のあり方
	財産の取扱い	2市村の財産（土地、建物、債権及び債務等）の取扱い
	議会の議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の特例措置の適用（定数特例、在任特例）
	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の特例措置の適用
行政組織の状況	事務組織及び機構の取扱い	組織体制、一般職、特別職
住民福祉サービスの負担の状況	市村の税の状況	法人市民税の税率、特別土地保有税の免税点の相違
	国民健康保険の状況	国保税率、納期の相違
	介護保険の状況	介護保険料の相違、軽減制度の有無
	保育所・幼稚園の状況	保育所保育料基準 軽減基準、各種保育サービス等の相違
	教育施策の状況	学校教育、生涯学習等の施策の相違
	その他住民福祉サービスの状況	その他住民福祉サービス内容の相違
生活基盤サービスの状況	医療体制の状況	休日急患診療所、村営診療所の状況
	環境衛生施設の状況	葬斎場、ごみ処理、し尿処理等の体制の状況
	地域交通体制の状況	バス運行、越美北線等公共交通施策の状況
	除雪の状況	除雪体制の状況
	上水道・簡易水道・下水道の状況	上水道・簡易水道事業・下水道事業の実施状況および料金体系の状況
	産業政策の状況	農業、林業、商工、観光の各種施策の違い
	その他のサービスの違い	住宅施策などの状況
その他の事項	公共施設の状況	両市村の公共施設の設置状況および料金体系、重複施設、合併を機に整理する施設
	公共的団体の状況	福祉関係団体、産業関係団体、教育団体
	一部事務組合等の状況	消防組合、広域行政事務組合
	公社、第3セクターの状況	公共施設管理公社、公園施設管理公社
	その他必要な事項	

市町村合併に関するご意見・ご質問先

和泉村役場 総合政策課
TEL0779-78-2111
FAX0779-78-2821
E-mail : seisaku@vill.izumi.fukui.jp

大野市・和泉村任意合併協議会事務局
大野市天神町1-19 有終会館202号室
TEL0779-66-1600
FAX0779-66-1611
E-mail : gappei@city.ono.fukui.jp

住民説明会

合併協議会を、1月14日に設置以来、7月までに6回の協議会の開催、またその下部組織である幹事会や専門部会において協議を進めてきました。

その結果、新しい市の将来像を示す「建設計画」の骨子となる「新しいまちづくり計画(案)」が完成し、これを基に合併の判断材料としていただくため、住民説明会を次の日程のとおり開催いたします。都合のつく会場でご参加下さい。

なお、先日回覧でお知らせしました内容で、15日(火)と16日(水)の会場が下記のとおり変更になりましたので、お間違えのないようにお願いします。

日	会場	時間
7月14日(月)	後野道場	全会場 午後7時～
15日(火)	川合道場	
16日(水)	ぶなの木台 コミュニティセンター	
17日(木)	ふれあい会館	
18日(金)	貝皿道場	
22日(火)	下山多目的集会施設	
24日(木)	角野道場	
25日(金)	下大納道場	
28日(月)	大納多目的集会施設	
29日(火)	板倉道場	

年齢階級において、「〇〇〜十四歳」と「六十五歳以上」の区分が逆となります。

合併協議会よりお詫びと訂正
六月下旬に発行しました「合併協議会だより第二号」四ページの両市村の年齢階級別構成比の推計のグラフ中に誤りがありましたので訂正いたします。

●合併の期日

合併の期日は、十七年三月三十一日までのできるだけ早い時期と決定しました。

この期日は合併特別法の期限内であり、国や県の財政支援など優遇措置が受けられることとなります。

●新市の名称

新市の名称は、決められた合併方式に従って「大野市」と決定しました。

●新市の事務所の位置

新市の事務所(市役所)の位置は、決められた合併の方

式に従って「現在の太野市役所の場所」と決定しました。

第五回合併協議会

(六月五日・大野市有終会館)

報告事項一件、協議事項二件が協議されました。

新しいまちづくり計画(案)については、法定協議会に移行後に作成する新しい市の将来像を示す「建設計画」の骨子となるもので、両市村の合併の判断材料となります。
この計画(案)は、七月に開催の住民説明会でお示しいたします。

大野市・和泉村任意合併協議会(15年1月設置)

- 合併に関する調査研究
- まちづくり計画案の作成
- 住民への情報提供

*任意合併協議会は法定協議会とは違い、設置に関して議会の決議を必要としません。法定協議会へ円滑に移行するための準備という意味合いが強いのが任意合併協議会です。

住民説明会

合併に関する方針確認

議会の議決

両市村それぞれの議会において、法定協議会設置について可決されると法定協議会が設置されます。

更に細部にわたる協議を進めた後、合併協定書の調印、両市村の議会の議決や国、県の手続きが必要となります。

第十七回 九頭竜新緑まつり

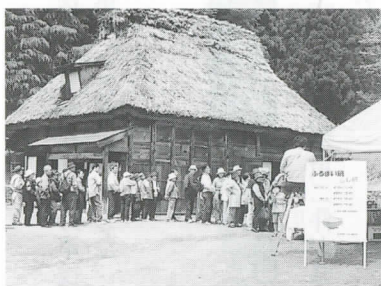
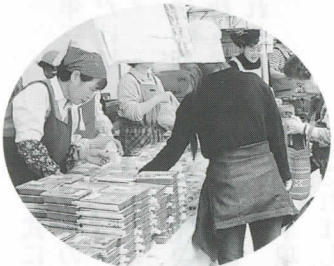
第十七回九頭竜新緑まつりが五月十七日、十八日、笛資料館前で行われました。

今年から、会場を九頭竜国民休養地から、JR九頭竜湖駅周辺に変更をしました。

開会式では、木下宏一実行委員長をはじめ、山本助役のあいさつがあり、谷九頭竜湖観光光駅長と村の子供達が風船を飛ばしオープニングを飾りました。会場では、村で採れた新鮮な山菜や、山菜を使ったお弁当などがずらり並び、県内外から訪れた、たくさんの方が買い求めていました。また、今年は、



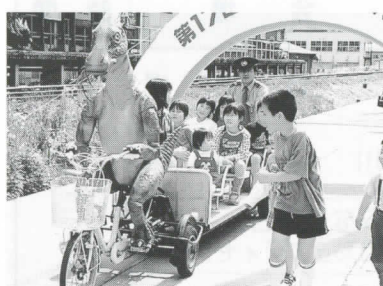
イノシシ肉を使ったふるまい鍋が用意され、長い行列ができていました。ステージでは、美宝の会の踊りや同時にフォーラム青葉の笛も開催され、村の子供達の笛の演奏が披露されていました。



ふるまい鍋に並ぶ行列



村の子どもたちによる笛の演奏



恐竜カートにのって

第12回フォーラム青葉の笛



笛師 田中敏長氏

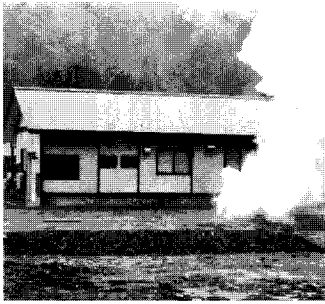
五月十七日、新緑まつり会場で第十二回フォーラム青葉の笛が開催されました。講師の笛師、田中敏長氏をはじめ、青葉の笛保存顕彰会のみなさんによる笛の演奏会が、笛の館ステージで披露されました。

また、笛資料館では笛づくり教室が開かれ、顕彰会のみなさんが笛のつくり方やふき方の指導をしていました。笛づくりでは、竹にキリで穴をあけ、約二時間程で完成させていました。ステージ最後は、田中氏の指揮のもと、顕彰会をはじめ、笛づくりに参加した人、来場したとび入り参加の人達の合同演奏が行われました。まつり期間中の十七日、十八日の両日は、笛資料館を解放し、笛に興味のある方、また、まつり会場に訪れた方々が自由に見学をしていました。



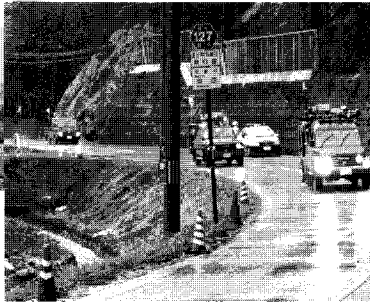
最後はみんなで笛をふきました。

和泉消防団春季消防訓練



消防団出動▶

◀コミュニティセンターで火災



四月二十日、貝皿のぶなの木台地区で、平成十五年和泉消防団春季消防訓練が行われました。これは、多様化する災害に対応するため、実践的な訓練を通して消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、あわせて村民への防火思想の普及を図ることを目的として、毎年、消防訓練が行われています。今回は、春先特有のフェーン現象下、ぶなの木台地区コミュニティセンターから出火し、付近の住宅や林野に延焼危険の可能性があらとの想定で訓練が行われました。



表彰式▶

◀消火活動



団員一人ひとりには、一つ一つの動作にテキパキと行動をし、訓練が終わった後も機械器具やポンプなどの点検をしていました。また、この後、農林業者トレーニングセンターで表彰式が行われ、次の方々が、受賞されました。

村長表彰

第二分団	団員	谷	樹能
第一分団	団員	高野	健一
第一分団	団員	今田	龍治

大野地区消防組合設立三十周年

大野地区消防組合が設立されて今年で三十周年を迎え、六月二十九日に、大野市の多田記念大野有終会館で記念式典が行われました。

和泉消防団の団員四十名余りもこの式典に参加をしました。

はじめに、有終会館前で一斉放水が行われました。総指揮者の「一斉放水三分前、放水準備開始」の号令がかかると、機関員は、車両のエンジンを開始させ、前照灯と赤色回転灯を点灯させました。次に、「一斉放水始め」の号令がかかると、大野消防団も合わせて集まった二十九台の消防車からは、一斉に放水が開始されました。

有終会館で行われた式典会場には、和泉消防団を含む総勢四百五十名余りの消防団員らが勢ぞろいし、国歌斉唱ののち、消防組合管理者である天谷大野市長より式辞が、消防組合議会議長よりあいさつ、西川福井県知事よりお祝いのことばがありました。

組合三十年の経過報告があったあと、表彰式が行われ受章された方々は、次のとおりです。

日本消防協会表彰

勤続章

第一分団 部長 田中 彰治

大野地区消防組合管理者表彰

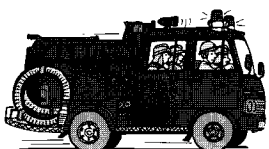
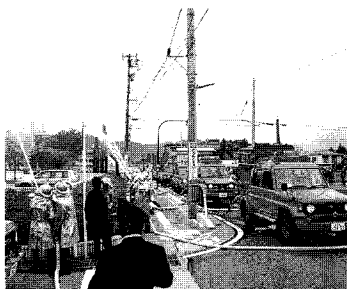
永年勤続表彰

第一分団	分団長	森尾	義治
第二分団	班長	林	久雄
第一分団	団員	表	泰郎
第一分団	団員	吉村	昌己
第一分団	団員	井南	勝
第一分団	団員	谷口	久和
第一分団	団員	表	秀信

和泉消防団長表彰

功労賞

第二分団	団員	西	紀和
第一分団	団員	奥村	仁美
第一分団	団員	川瀬	竜夫
第二分団	団員	仲正	典義



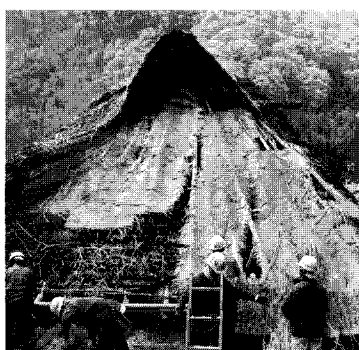
穴馬民俗館 屋根ふき替え工事

四月二十七日、二十八日にかけて穴馬民俗館の屋根ふき改修工事が村民ボランティアのお力を借りまして行われました。カヤ刈りから始まって三年越しの大仕事です。当日は、穴馬民俗館屋根ふき実行委員の指導のもといろいろな世代の方々が参加して下さいました。

屋根ふきの成功は、まさにいろいろな方々の温かいボランティアのおかげです。カヤ刈り、場所や資材の提供、足場、まかない、下仕事、そして屋根ふきとたくさんの住民のみなさまのお力のおかげです。今後は、新しくなった民俗館を有効活用していきたいと思えます。



下作業



屋根むき



力を合わせて



カヤ結び



まかない隊



子供も手伝い



若い人も



針刺し

保育所
どろんこあそび

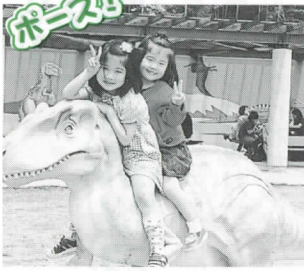


快晴のある日。水を使っているうちに自然とできた水たまりの中へ…。全身ずぶぬれになりながらトレイニングごっこをしているようです。水を おもいきり使える和泉村ならではの遊びです。

恐竜博物館へ
レッツ・ゴー



五月二十一日は、みんなが待ちに待った遠足でした。行き先は、勝山市の恐竜博物館です。博物館の中では、実物大のティラノサウルスに「でっかい。」と歓声をあげたり、公園では、恐竜のすべり台で、お友達と元気に遊んでいました。この日は、天気がとても良く、外で食べたお弁当も、とってもおいしかったです。



小学校
フキ料理にチャレンジ!!

六月十一日、総合学習（いずみっ子タイム）で全児童三十六名が、フキ料理に挑戦しました。材料となったフキは、九日に全員が縦割の六班に分かれて、一生懸命採ってきたフキです。

フキ採りは、毎年行っていました。昨年まで生産物直売所前で販売していました。しかし、フキを活かす活動はないかと、子ども達が集まって話し合ったところ、自分達で料理をしようということになりました。

フキは採ってすぐに大きなカマでゆで、手を真っ黒にしなが皮をていねいにむき、下準備をしておきました。

いよいよ料理当日は、村の人たちが料理の先生となって招かれ、六班にそれぞれ一名ずつ協力してくださいました。メニューは、炊き込みごはん、味噌汁、きんぴら、きゃらぶき、砂糖をまぶしたお菓子などで、料理方法や、材料は事前に子ども達が、村の人達に取材しました。

出来上がった料理はみんなで試食をし、「おいしい、おいしい。」と試食会を楽しみ、村の人達とも交流を深めました。また、この後、活動を振り返り、班ごとに大きな紙に感想や、料理の手順をまとめました。



フキ採り



皮むき



フキ料理にチャレンジ

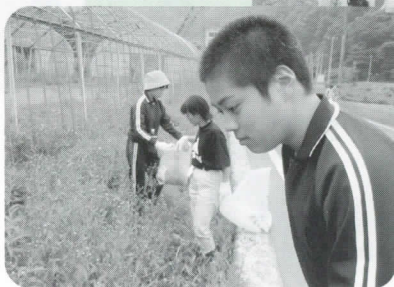


みんなで試食会

中学校
空き缶・空きビン
ゴミ拾い

六月七日、PTA行事の一環で空き缶などのゴミ拾いが行われました。区間は中学校から谷戸口までの一五八号線沿いで、生徒、保護者が参加をし、四班に分かれて行われました。

休日にもかかわらず、朝早くから集合して、みんなで一生懸命回収したゴミは、全部で約百キログラムにもなりました。村の環境美化とこれからの観光シーズンを前に大きな成果が得られました。皆さん、ありがとうございました。



IZUMI

第11回

かいせいじ どうえんえんちようはい

偕生児童苑苑長杯 小中学生卓球大会

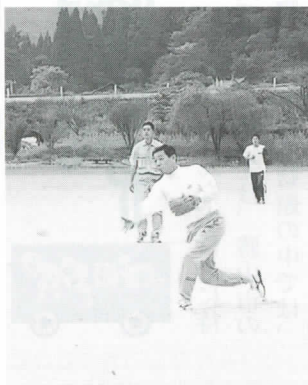
6月21日、大野市で第11回偕生児童苑苑長杯小中学生卓球大会が行われ次の方々が入賞されました。

小学5年生女子の部

優勝 道岸 沙和

小学4年生以下女子の部

2位 原 望月
3位 加藤 まりな



- 一位 郵便・JA・和泉スキー場
- 二位 役場・社協
- 三位 井戸組
- 三位 長崎組

第十八回 職場対抗ソフトボール大会

五月二十八日から三十日にかけて第十八回職場対抗ソフトボール大会が行われました。今年は、一度の雨にもみまわれず、予定どおりの日程で最後まで試合を行うことができました。参加されたチームは、全部で

八チームです。予選リーグを勝ち抜いた井戸組、郵便・JA・和泉スキー場、長崎組、役場・社協により決勝トーナメントを行った結果、今年は「郵便・JA・和泉スキー場」の優勝となりました。



第32回村民ソフトバレーボール大会

6月27日、農林業者トレーニングセンターで第32回村民ソフトバレーボール大会が行われました。

昨年より、男女混合のソフトバレーボールとなり、4地区から11チームの総勢55名の参加がありました。中学生からの参加もあり、大人に混じって熱戦を繰り広げました。

この大会は、午後7時から行われ、仕事の後の、こころ良い汗をかいていました。

地区対抗の結果は、次のとおりです。

1位	朝日地区
2位	石徹白水系地区
3位	板倉・角野・下山地区
4位	大納地区



SPORTS

軽運動教室

「ちょっと汗を流す時間」



今年も「ちょっと汗を流す時間」がスタートしています。まだ、参加をしていない人は早くきてね。

しめるスポーツを毎週火曜日の午後7時から9時までに行っています。

「ちょっと汗を流す時間」では誰でも簡単に楽

今年度の予定は、下記のとおりです。

種目	月日	場所
ターゲットバードゴルフ	7月 15・22・29日 9月 2・9・16・30日	朝日
エアロビック運動	11月 4・11・18・25日	朝日
インディアカ	2月 3・10・17・24日	朝日
インディアカ大会	3月中旬頃予定	朝日・上大納



- 参加申込不要
- 途中参加OK（午後8時くらい前までに会場に来ていただければ十分楽しめます。）
- タオル、運動靴以外の持物は不要

スポーツ大会 今後の予定

7月23日(水)

第20回村民ゲートボール大会
〈場所〉ふれあい公園
(JR九頭竜湖駅裏)

9月1日(月)・3日(水)

第30回村民ソフトボール大会
〈場所〉村民グラウンド

11月6日(木)

第32回村民卓球大会
〈場所〉村民体育館




和泉村のスポーツクラブを紹介します

クラブ名	活動日時	主な活動場所
野球部	毎週水・金曜日 17:30~19:00	村民グラウンド
サッカー部	毎週水・金曜日 19:00~21:00	村民グラウンド
バレーボール部	毎週金曜日 19:00~21:00	農林業者 トレーニングセンター
ソフトバレーボール部	毎週金曜日 19:00~21:00	農林業者 トレーニングセンター
バスケットボール部	毎週月・水曜日 19:00~21:00	農林業者 トレーニングセンター
バドミントンクラブ	毎週木曜日 19:00~21:00	農林業者 トレーニングセンター
ゲートボールクラブ	毎日 14:00~17:00	ふれあい公園 (JR九頭竜湖駅裏)
スキー部	(12月~3月)毎週土・日曜日 9:30~11:30	九頭竜スキー場

- いつでも、クラブ員を募集しております。
- くわしくは、教育委員会までお訪ねください。

人権擁護に永年 中内智利さんに 感謝状

昭和五十九年六月一日就任から平成十五年三月三十一日退任まで十九年余りにわたり和泉村人権擁護委員を務められ、法務大臣より感謝状が送られました。人権相談など、和泉村の人権擁護に永年ご尽力され、心から感謝を申し上げます。



人権の広場 子供の人権

現代社会において、人権問題は重要なところとされています。特に、子供をめぐる人権問題として、非行の増加、陰湿な「いじめ」の潜在化、罪の意識の希薄化など社会に大きな影響を及ぼしています。これらの原因や背景には、社会変化に伴う価値観の多様化や規範意識の低下、あるいは家庭・学校・地域社会での子供に対する不適切さが一因として考えられます。

子供と家庭・学校・地域社会において人間として尊重し彼らを取り囲むよりよい環境づくりに努力する必要があります。

そこで、法務省では人権擁護委員の中から「子ども人権オンブズマン」を設置し、子供の人権に関する問題解決に積極的に取り組んでいます。

■福井県
「子ども人権一〇番」
福井地方法務局人権擁護課
☎〇七七六―二六―九七七
月曜から金曜日(休日除く)
午前八時半から
午後五時まで

■福井県の「子ども人権オンブズマン」

重 房 和 子	福井市曾万布町8-77	0776-53-4520
黛 千恵子	福井市春山1-1-14	0776-21-6333
安 野 龍 城	武生市安養寺町88-7	0778-28-1674
大 森 宏	鯖江市つつじヶ丘町19-7	0778-52-1686
廣 瀬 円 昌	大野市蕨生22-40	0779-65-4024
小 川 清 司	敦賀市栄新町11-20	0770-22-1919
中 西 則 雄	大飯町尾内38-13	0770-77-0078

また、和泉村人権擁護委員会でも子供・大人を問わずに、随時相談をお受けしています。

- *古川 茂雄 委員 下大納
- *新屋 芳江 委員 朝日
- *吉岡 和男 委員(新任) 上大納

お気軽ご相談下さい。秘密は固く守られます。



農業委員会からのお願い

農地の転用や農地の取得などには許可が必要です

農地の転用とは

農地を住宅等の敷地、駐車場、資材置場等農地以外の目的に用途を変更することです。

許可が必要な場合

農地法第3条	農地法第4条	農地法第5条
農地を耕作する目的で所有権を移転したり、賃貸借する場合	農地の所有者が農地を転用する場合	農地を転用するとともに売買等の権利移動をする場合

許可を受けずに転用を行った場合

転用許可を受けずに、無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画とおりには、農地法に違反することになります。今後、農地を転用される方は農業委員会にて正規の手続きを執り、許可を受け、違反のないように心がけましょう。

**農地関係についてのご相談は
地域の農業委員又は
農業委員会事務局まで**

和泉村農業委員会（和泉村役場事業課内）
☎0779-78-2111



感染地域から帰国した方はもちろん、不安や心配な方は、下記にご相談ください。

- SARSホットライン(県健康増進課内) ……090-7747-9701
……………090-7744-9894
 - 奥越健康福祉センター健康増進課(大野庁舎) ……66-2076
 - 勝山健康増進課(勝山庁舎) ……88-0359
 - ホットライン ……090-7749-6571
 - 大野市保健センター ……65-7333
 - 勝山市健康長寿課健康増進係 ……88-1111
 - 和泉村総務課 村民生活室 ……78-2111
- ※医療機関に受診される場合は、まず電話にてご相談の上指示に従ってください。

新型肺炎(SARS)とは

中国広東省に端を発し、香港北京など中国のいくつかの国でも大きな問題となっている新しく発見された感染症です。治療法、予防ワクチンなどは研究中です。原因となる病原体は世界保健機関(WTO)により新型のコロナウイルスであると決定されております。

新型肺炎(SARS)が疑われるのは？

①発熱、②咳または呼吸困難等の症状があり、③発症前10日以内に中国、香港、台湾等の伝播確認地域から帰国した人、または新型肺炎(SARS)疑いの人などと濃厚に接触した人です。

予防方法

- ・マスク ・うがい
- ・手洗い
- ・SARSが報告された地域への旅行自粛



住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネット第2次サービス(本年8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。



【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、

引越の手続で窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。


現在、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い(この場合の転出届は、近い将来、インターネットで行うことも可能となる予定です)、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



住民基本台帳カードの登場

住民基本台帳カード



△△市

2013年○月△△日まで有効

氏名 住基 花子


連絡先 △△市役所市民課

写真なしカード

希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

写真付カード

住民基本台帳カード



△△市


2013年○月△△日まで有効

昭和**年**月**日 性別 女

氏名 住基 花子

住所 ○○市△△町2丁目2番1号

連絡先 △△市役所市民課 TEL:000-△△△-□□□□



高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 市区町村の条例で規定する独自のサービスに利用できます。
(例) 証明書自動発行カード、施設予約カード等

住基ネットの個人情報保護対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

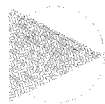
そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

保有する情報や利用目的を法律で限定しています

- ① 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードとこれらの変更情報に法律で限定しています。
- ② 都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。
- ③ 住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化の際には、市区町村間で、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することはありません。

住民票コードは、利用が限定されています

- ① 民間部門が住民票コードを利用することは法律で禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると、刑罰(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)が科せられます。
- ② 行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定しています。
- ③ 住民票コードは、無作為の番号で、住民の申請により、いつでも変更できます。

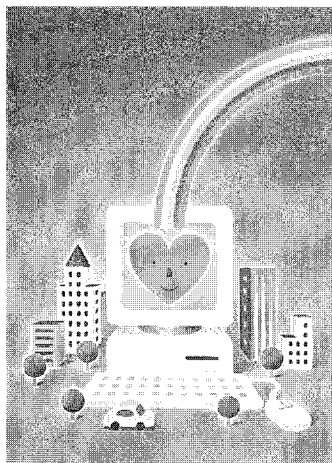


アメリカやカナダでは、Social Security Numberなど、北欧や韓国では、Personal Identity Number等が、行政や民間のさまざまな分野で使われ、事実上の共通番号となっています。我が国の住民票コードは、市区町村が住民票に記載する番号で、民間が利用できない、限られた行政分野で用いられる限定的な番号です。

外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています

【外部からの侵入の防止】

- ① 専用回線の利用、ファイアウォール・IDS(侵入検知装置)の設置により、不正侵入を防止しています。
- ② 通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止しています。
- ③ 万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行います。



【内部の不正利用の防止】

- ① 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者(行政機関)のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します(通常は1年以下の懲役または3万円以下の罰金→2年以下の懲役または100万円以下の罰金)。また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が科せられます。
- ② 地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者(行政機関)において、操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作できるようにしています。
- ③ コンピュータの使用記録を保存し、監査を行うことにより、いつ、だれが、コンピュータを使用したのか、追跡調査ができるようにしています。
- ④ 全国で地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者(行政機関)のシステム操作者のセキュリティ研修会を実施しています。
- ⑤ 住民からの請求に応じて、都道府県知事から自己の本人確認情報の提供状況を開示できるよう、準備をしています。

住民基本台帳カードは、個人情報を守るICカードです

住民基本台帳カードは、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用することにより、住基ネットでの本人確認の利用、公的個人認証サービスでの秘密鍵などの保存用カードとしての利用、市区町村の条例に規定する独自サービスでの利用を安全に行うことが可能になっています。

- ① それぞれの利用目的ごとに、正当なカード利用者かどうかの確認を利用者自身が入力するパスワードにより行います。
(市区町村の独自利用でパスワード照合を省略したサービス提供を行う場合を除く)
- ② それぞれの利用目的ごとに、カードとシステム間で相互の正当性を確認します。
- ③ 利用目的ごとの独立性を確保し、個人情報を保護するための措置として、カード内にアプリケーションファイアウォールを設け、利用の制限を行います。
- ④ カードのチップ部分への物理的・論理的攻撃に対する防御対策を講じます。

外部監査などの結果や住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会*の意見も踏まえ、皆さまに安心いただけるよう、これからもシステムの安全性の維持・向上に努めていきます。

*学識経験者、地方公共団体代表者等から構成される総務大臣の諮問機関

総務省・住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/>

期限内に納めましょう

4 40歳以上の方は 介護保険料も合わせて納めます

40歳以上65歳未満の人

介護保険の第2号被保険者となりますので、国保の保険税に介護保険分を上乗せして納めることになります。

65歳以上の人

介護保険の第1号被保険者として、保険税は村に納め、介護保険料は年金から天引きされます。(年金額が年額18万円未満の人は、村に個別に納めます)。

5 保険税は 社会保険料控除の 対象になります

納めた保険税は、年末調整や確定申告のときに申告すると、全額社会保険料控除の対象となります。領収書は大切に保管しておきましょう。



納期

第1期

7月1日から同月31日まで

第2期

9月1日から同月30日まで

第3期

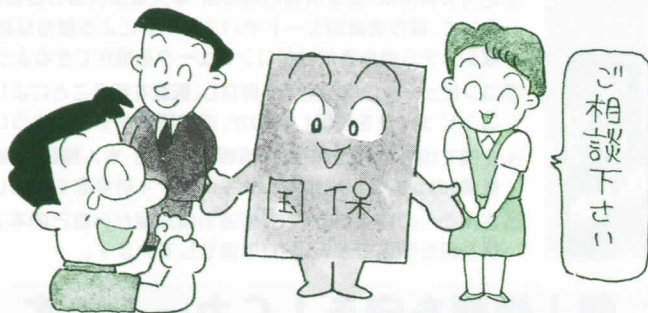
11月1日から同月30日まで

第4期

1月1日から同月31日まで

7 納付が困難な場合

次のようなやむを得ない事情により納付が困難な場合は、分割納付や納期限の延長などが認められる場合もありますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。



(1) 災害や火災など

震災・風水害・火災などの災害によって財産に大きな損失を受けたとき



(2) 失業や病気など

世帯主または生計を同じくしている親族が、失業・病気・怪我・盗難などの原因で経済的に困窮してしまったとき



高齢受給者証の更新

昭和7年10月1日以降生まれの方は、満70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)より、1割または2割の負担割合の記載のある「高齢受給者証」を「保険証」と一緒に提示して医療機関にかかります。

この8月からは、新年度での住民税の課税所得で1割・2割の負担割合を判定するため、高齢受給者証が一斉に切り替わります。7月末までに世帯主宛に新しい高齢受給者証(来年の7月末まで有効)が届きます。8月からは新しい高齢受給者証で医療機関にかかってください。



●高齢受給者で2割負担となる方

同一世帯の70歳以上の方(老人保健受給者を含む)で、1人でも住民税の課税所得が124万円以上の方がいる場合2割負担となります。

ただし、70歳以上の方が1人の場合450万円、70歳以上の方が複数いる場合637万円未満の収入の世帯は申請することにより1割負担となります。

国保だより 国民健康保険税は

1 保険税はどのように決まる?

保険税額の算定方法は、次の①～④の組合せにより決まります。

①所得割額
各世帯の収入に応じて計算

②平等割額
1世帯にいくらかと計算

③均等割額
各世帯の加入者数に応じて計算

④資産割額
各世帯の資産に応じて計算

2 いつから納める?

保険税は国保の被保険者としての資格を得た月、たとえば職場の健康保険を抜けたり、他の市区町村から転入した月の分から納めます。加入の届け出が遅れてしまうと、資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

サラリーマンをやめた人

6月に会社をやめた

9月に届け出をした

保険税は資格を得た6月までさかのぼって納めなければなりません。

3 保険税の納付は世帯主の義務

保険税の納付通知書は世帯主あてに送られます。世帯主自身が会社員などで国保の被保険者でなくても、世帯主には期日内に保険税を納める義務があります。



6 保険税を滞納すると?

特別な事情もなく長い間保険税を滞納すると、次のような措置がとられることがあります。

(1) 保険証の返却

普通の保険証より有効期間の短い「短期保険証」が交付される場合があります。さらに、1年以上滞納していると保険証を返却しなければならず、その代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」(「資格証明書」)が交付されます。



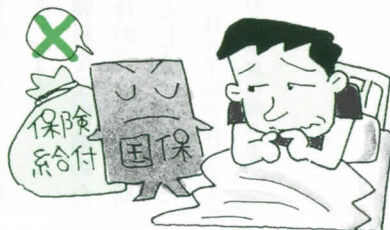
(2) 医療費の全額自己負担

「資格証明書」では医療機関にかかる医療費がいったん全額自己負担となり、後で払い戻しとなります。



(3) 保険給付の差し止め

1年6カ月以上滞納している場合には、療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの保険給付の全部または一部が差し止められます。



(4) 財産の差し押さえ

他の税金を滞納したときと同じように、延滞金が加算されたり、財産の差し押さえなどの処分を受けることがあります。



お問い合わせ

役場総務課村民生活室

☎78-2111

国民年金 広報の窓

国民年金保険料の

免除申請制度を

ご存知ですか？

国民年金は、二十歳から六十歳になるまでの四十年間、保険料を納めることになっていますが、その間には経済的な理由などでどうしても保険料を納められなくなることも考えられます。

このような場合、本人の申請により承認されれば、保険料の納付が免除される制度があります。

これを《申請免除》といいます。

■全額免除

保険料の全額が免除されます。

■半額免除

保険料の半額が免除されます。

別表1

●夫か妻のいずれかのみに所得(収入)のある世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得(収入)のめやす	
	全額免除	半額免除
4人世帯 (夫婦・子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
3人世帯 (夫婦・子1人) (子は16歳未満)	129万円 (208万円)	215万円 (333万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)

●単身世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得(収入)のめやす	
	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

■免除の対象となる所得(収入)のめやす:

申請免除は、前年の所得(収入)が対象となりますが、基準となる

額は世帯の構成などによって異なりますので、別表1を参考にしてください。

■免除される期間は:

免除される期間は、申請のあった前月分から翌年の六月までとなります。

平成十五年八月末までに免除の申請を行い承認されれば、平成十

五年七月分から平成十六年六月分まで保険料が免除されます。

■免除された期間の年金額は:

免除された期間は、老齢基礎年金を受けるための期間として計算されますが、年金額は次のようになります。

・全額免除: 保険料を全額納めた

場合の三分の一の期間とします。

・半額免除: 保険料を全額納めた

場合の三分の二の期間とします。〔※ただし、残り半分の保険料を納めた場合に限り〕

国民年金保険料の 追納制度

追納制度とは、保険料の免除を受けた期間または学生納付特例に該当した期間の保険料を、あとから納付することにより、将来受取る老齢基礎年金の額を多くすることができます。

追納する場合は次のような条件があります。

① 追納できる期間は十年間以内です。

社会保険職員を名乗った電話による
**不審な個人情報の収集に
ご注意ください。**

不審な電話があったときは、
社会保険事務所へ連絡してください。

お問い合わせなど…

福井社会保険事務所
☎0776-23-1001
福井年金相談センター
☎0776-21-4165
または、和泉村役場 村民生活室まで
お気軽にご相談下さい。

② 老齢基礎年金を受給している人は追納できません。
③ 追納するときは先に経過している免除期間から順に納付がされます。

④ 平成十二年三月以前の免除された期間について追納するときは、経過期間に応じた金額が加算されます。

(※ただし、申請免除期間と学生納付特例期間が両方ある場合は、学生納付特例期間が優先されます。)

**国民年金保険料の納付は
便利で確実な
口座振替で!**

国民年金保険料の納付は、銀行や郵便局などの預貯金口座からの自動振替をお勧めします。

口座振替を利用することで、毎月指定の口座から引落しされますので納め忘れがなく安心で確実です。

保険料は、全国の銀行・郵便局・農協・信用金庫等で納めることができます。

口座振替の申込み用紙は、金融機関・社会保険事務所または役場に備付けてありますので、国民年金保険料納付書と預貯金通帳の届印を持参してお申込み下さい。

蛇鏡

穴馬のむかし話(土)

朝日前坂の奥に(蛇鏡)という石壁があります。この壁の下には、大池と小池の二つの池があり、大池には雄の蛇が、小池には雌の蛇が住んでいました。

小池の雌蛇は、毎朝蛇鏡に姿を写して、きれいに化粧をして大池の雄蛇の所に通っていました。二匹の蛇が仲良く遊ぶ姿は、蛇鏡に大きく映り、遠くからでもゆらゆらと影が見えたという事です。

ある時、大池のほとりに木の實を取りに来た男が、こらえ切れずに、池の中に小便をしてしまいました。怒った雄蛇は、男を飲み込もうとしましたが、雌蛇に止められ、思いどまりました。

あわてて逃げ帰った男は、大勢の村人や犬を連れてきて、蛇鏡付近を荒らし、大蛇退治と称して、山に火を放ちました。蛇鏡を追い出された雄蛇、雌蛇は前坂谷を流れて行ってしまったと言います。が、今でも大雨の降った時など、帰ってきて、蛇鏡に映っています。(今でも、200メートル四方の石壁には、雨の時など、遠くから見ると、蛇のような影が見えることがあります)。

蛇が池

下伊勢にお竜さんという可愛い娘がいました。踊りが好きで、夏には必ず盆踊りに華麗な姿がありました。

ある夏の事です。白い長襦袢を着て、緑のはかまをはき、腰に横笛をさした見知らぬ若者が踊りに来ました。

黒い髪に、面長の顔、うるんだ瞳、ひきしまった口元、すらりとした身体、全身の踊りのこなしなどに、お竜さんはすっかり魅せられてしまいました。

やがて、踊りが終わっても、若者が吹く横笛を聞きながら朝まで一緒に過ごす時が多くなったのです。

……夏も終わって、ある月の美しい夜の事です。若者はいつものように池のほとりで笛を吹き終わると「私は、もう行かねばならぬ……」と、突然苦しうに身を震わせ、池に身を投げたのです。

湖面には、一匹の蛇が別れを告げるかの様に、時々振り向きながら泳いで行きました。何もかも悟ったお竜さんは「私も一緒に……」と、叫び、飛び込みました。

二匹の蛇は、お互いかばうように去って行ったのです。この池では、その後二匹の蛇が連れ添っているのが見られる様になり、蛇が池と言われるようになりました。

食改(い) 
 こんぼろは



No.13

ほっとするわ、ふるさとの味

福井県と福井県食生活改善推進員連絡協議会は、平成13年度から「福井県の伝承料理再発見」と題し、伝承料理の紹介やアレンジメニューの開発をしてきましたが、このほどその成果が1冊の本にまとまりました。今回は本の中から、2品を紹介します。



スティック風鯛ずし

(1人分:エネルギー696kcal たんぱく質16.2g 脂質4.1g 塩分2.2g)

若い人向けに、ラップを使い
 可愛らしくアレンジしてみました。

■材料/4人分

- 米 640g (4合)
- 酢 大さじ5と1/3
- 砂糖 大さじ7
- 塩 小さじ1
- 小鯛のささ漬け 100g
- だし昆布 5cm
- 卵 55g (1個)
- 青じそ 5g (5枚)
- 板のり 2g (1/2枚)
- パセリ 少々
- 結び用ひも 5cm×40本
- ラップ 適宜

■作り方

1. 米はよく洗い、分量の水(米重量の1.2倍)を少し控えめに
 して加え、だし昆布を入れて30分程おいた後炊く。
2. 酢、砂糖、塩をよく混ぜ溶かし、熱いご飯に振りかけ、
 うちわ等でおおぎながら、ご飯を切るようにしてな
 じませる。
3. ささ漬けは薄く伸ばして縦につに切る。青じそも縦
 に2つ切り、板のりも細く切る。
4. うす焼き玉子を作り、適当な幅に切る。
5. 巻きすの上にご飯を置き、具をのせてきちっと巻き、
 3等分に切ってラップで巻き、両端をモールで結ぶ。
 ※ラップのかわりにうす焼き卵で巻いてもよい。

水ぶきの煮しめ

(1人分:エネルギー84kcal たんぱく質5.4g 脂質2.8g 塩分2.1g)

焼きさばを加え、栄養・味的に考慮。
 ベーコンも良い。

■材料/5人分

- 水ぶき 300g
- 焼きさば 1切れ
- しょうゆ 大さじ3
- 砂糖 大さじ1
- 酒 大さじ3
- だし汁 1と1/2カップ
- 甘酢生姜 15g
- 甘酢 大さじ1

■作り方

1. 水ぶきは葉を取り、色が変わる程度に茹でて4cmの
 長さに切る。
2. 鍋に1とだし汁を入れて煮る。ひと煮立ちしたら調
 味料、甘酢生姜、甘酢、荒くほぐした焼きさばを入れ、
 弱火で煮汁がなくなるまで煮る。



自宅がキャンパス「放送大学」

〈放送大学はテレビ・ラジオを利用して授業を行う正規の大学です。〉



視聴方法

- ・スカパーフェクトTV! (テレビ205ch・ラジオ500ch) 全国放送中!
- ・福井学習センターや若狭図書学習センターでテープの視聴や貸出が受けられます。

平成16年度大学院修士全科生学生募集

募集期間 大学院修士全科生(平成16年度):平成15年9月1日(月)~9月16日(火)

- 【大学院】** 修士全科生(原則として2年間在学し、「修士(学術)」の学位の取得を目指す学生)
- 学生の種類** 修士科目生(1学期間「6か月」在学し、自分の学習、研究したい科目を選択して、1科目から履修する学生)

特長

- 「修士(学術)」の学位が取得できます。入学者選考を行います。(修士全科生)
- 18歳以上であれば、誰でも入学できます。(修士科目生)
- 総合文化・政策経営・教育開発・臨床心理の4つのプログラムの科目から学べます。
- 現職教員の方の専修免許状取得に利用できます。

資料請求・お問い合わせ

〒919-0005 福井市大手3丁目11-17 放送大学福井学習センター(県民会館6階)

☎0776-22-6361

放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp/hp>

※ホームページからでも募集要項の請求ができます。

早期再就職や創業を支援します

不良債権処理の影響により離職された方々の早期再就職支援のため、雇用再生集中支援事業として、離職者の雇入れに対する奨励金の支給・教育訓練等を実施しています。また、創業を支援する制度として、地域に貢献する事業を起業し、非自発的離職者(65歳未満)を3人以上雇用した場合、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて、地域雇用受皿事業特別奨励金を支給しています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

雇用再生集中支援事業 <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokuan/saisei.html>>

創業支援制度 <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/sougyou/index.html>>

福井労働局職業安定部 ☎0776-26-8613

平成15年度 福井県職員採用試験のご案内

福井県人事委員会は、平成15年度の福井県職員採用Ⅱ種試験、福井県市町村立小・中学校事務職員採用試験、福井県少年警察補導員採用試験、福井県警察官A(武道指導)採用試験、警察官B(高校卒程度)採用試験、福井県女性警察官採用試験を実施します。

1. 受付期間…8月15日(金)から8月29日(金)まで。

2. 受験資格

福井県職員採用Ⅱ種試験(臨床検査技師を除く。)

昭和57年4月2日から61年4月1日までに生まれた者

福井県職員採用Ⅱ種試験(臨床検査技師)

昭和48年4月2日から58年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許取得者または平成16年4月30日までに免許取得見込みの者

福井県市町村立小・中学校事務職員採用試験

昭和48年4月2日から61年4月1日までに生まれた者

福井県少年警察補導員採用試験

昭和48年4月2日から59年4月1日までに生まれた者

福井県警察官A(武道指導)採用試験

昭和48年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者または平成16年3月31日までに卒業見込みの者のうち、受験申込締切日までに柔道3段以上または剣道3段以上の段位を取得している者

警察官B(高校卒程度)採用試験

昭和48年4月2日から61年4月1日までに生まれた男性(大学を卒業した者および平成16年3月31日までに卒業見込みの者を除く)

福井県女性警察官採用試験

昭和48年4月2日から61年4月1日までに生まれた女性

詳しくは、県庁1階受付、県税事務所窓口に備え付けの試験案内をご覧ください。
県人事委員会事務局(☎0776-20-0593)にお尋ねください。

8月は「電気使用安全月間」です。

しろうと工事はやめましょう



ISO 9001 認証登録

財団法人 北陸電気保安協会

車上荒しにご注意下さい!

今、車上荒しが多発しています。

車の鍵をかけることは勿論ですが、目に見える車内の座席などにカバンや服、買い物袋などを置かないことが大切です。ドアの鍵や窓ガラスを壊されることにもつながります。気を付けましょう。

お問い合わせ先

大野警察署

刑事生活安全課 生活安全係

☎65-0110 内線261

福祉サービスに関する苦情相談はこちらへ

福祉サービスとは?

児童、障害者、高齢者等に対して、在宅や福祉施設で提供される福祉サービスです。

〈例〉ホームヘルパーサービス、デイサービス、保育所、身体・知的・精神障害者更正施設、特別養護老人ホーム、救護施設等

福井県運営適正化委員会

☎0776-24-2347

相談時間 月曜～金曜 / 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始の休日は除く)

メールアドレス <siawase@f-shakyo.or.jp>

秘密厳守・相談無料

お気軽にご相談下さい

自衛官「各種」募集

採用種目	応募資格者	受付期間	試験日	
航空学生	18歳以上～21歳未満	8/4～9/10	1次：9/23 (火) 2次：10/18～23 (1日)	
一般曹候補学生	18歳以上～24歳未満		1次：9/20 (土) 2次：10/11～17 (1日)	
曹候補士	18歳以上～27歳未満	随時	9/16・18	
2等陸士 海士・空士		男子 女子	8/4～9/10	9/26・27
防衛大学校 学生	18歳以上～21歳未満	推薦	9/5～9/9	9/20・21
		一般	9/12～10/10	1次：11/8・9 (土・日) 2次：12/9～12
防衛医科大学校 学生				1次：11/1・2 (土・日) 2次：12/3～5
看護学生	18歳以上～24歳未満		1次：10/19 (日) 2次：11/21・22 (1日)	

詳しいお問い合わせ先

URL : <http://www.mitene.or.jp/~plofukui/> E-mail : plofukui@mitene.or.jp

自衛隊大野募集事務所 ☎0779-65-6325

55周年を迎えた 検察審査会

今年には検察審査会法が施行されて55周年に当たります。交通事故などの被害にあったのに、検察官が事故の加害者を裁判にかけてくれない(不起訴処分)。このような場合に、その不起訴処分のよしあしを審査する、それが検察審査会制度です。詳しくは、福井検察審査会事務局(☎0776-22-5000)までお問い合わせください。

職場でのトラブルで お困りのみなさんへ

個々の労働者と事業主の間の労働条件、募集・採用、セクハラ等労働関係のあらゆる紛争が対象になります。

- 1 総合労働相談コーナーで相談、情報の提供をします。
- 2 当事者間で解決が困難な場合、労働局長が解決の方向について助言・指導を行います。
- 3 弁護士等で構成される紛争調整委員会が、紛争解決のためのあっせんを無料で行います。

お問い合わせは下記まで

■福井労働局総合労働相談コーナー

〒910-0019 福井市春山1丁目1-54福井春山合同庁舎9階
☎0776-22-0221

■福井総合労働相談コーナー(福井労働基準監督署内)

〒910-0842 福井市開発1-121-5
☎0776-54-6167

■大野市総合相談コーナー(大野労働基準監督署内)

〒912-0052 大野市弥生町1-31
☎0779-66-3838

平成15年度 国家公務員 入国警備官採用試験 高等学校卒業程度 受験案内 人事院・法務省

■試験日程・試験種目

受付期間	7月22日(火)～8月5日(火)		
第1次試験	実施日	試験科目	合格発表日
	9月28日(日) 9:00(開始)～12:55(終了)	教養試験(多枝選択式) 作文試験	10月15日(水)
第2次試験	10月22日(水) 10月23日(木) ※第1次試験合格通知書で指定する日	人物試験	(最終合格者発表) 11月13日(木)
		身体検査	
		身体測定	
		体力検査	

●照会先・申込用紙請求先

人事院中部事務局 〒460-0001名古屋市中区三の丸2-5-1 ☎(052)961-6838

入国警備官採用試験の情報は、人事院のホームページ【<http://www.jinji.go.jp/>】に掲載しています

主な行事予定

7月

JULY

23日(水)

第20回村民ゲートボール大会
(ふれあい公園 JR九頭竜湖駅裏)



8月

AUGUST

15日(金)

成人式(ふれあい会館)

21日(木)

親子県政バス(県立図書館ほか)



9月

SEPTEMBER

1日(月)・3日(水)

第30回村民ソフトボール大会
(村民グラウンド)

28日(日)

第47回村民体育大会(村民グラウンド)



10月

OCTOBER

25日(土)・26日(日)

第24回九頭竜紅葉まつり
(九頭竜国民休養地)



11月

NOVEMBER

6日(木)

第32回村民卓球大会
(村民体育館 上大納)



役場における 夏季の軽装勤務に ご協力ください。

今年も、地球温暖化および省エネルギー対策にとりくむため役場を「夏のエコスタイル」宣言事業所として推進することになりました。

期間は、平成15年6月22日から9月23日までです。

村民の皆様には、軽装で、対応させていただきますこととなりますが、ご協力をお願いいたします。

役場の禁煙について

6月9日より

役場内の事務室と

会議室は禁煙となりました。

これは、本年5月1日から施行された健康増進法において、「事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止を講ずることが努力義務化」されたこと、また、6月には「分煙のための新たな判定の基準が提示」されたことなどにより今回の措置となりました。

●おくやみ●

五月届出分

村下 操さん 九十四歳(下山)

巢守 芳子さん 六十七歳(朝日)

末永 いとさん 九十一歳(朝日)

六月届出分

巢守 アイ子さん 五十八歳(後野)



●あかちゃん●

五月届出分

名前 田中 想馬くん 長男 和忠 (朝日)

保護者 住所



人々のうらやま